

○内閣府
財務省
経済産業省
令第 号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第五十一条第三項並びに第五十二条第一項及び第五項の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

財務大臣 加藤 勝信

経済産業大臣 武藤 容治

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財内閣府
経済産業省令第一号

）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

送 出 窓		送 出 編																											
別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本産業規格A4) 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 株式会社 商工組合中央金庫 年 月 日 殿 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の とおり報告します。 目 次 [第1～第7 略] (記載上の注意) [1～7 略] [第1・第2 略] 第3 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間損益計算書 (単位：百万円) <table><tr><td>科</td><td>目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td></td><td>×××</td></tr><tr><td>国際最低課税額に対する法人税等</td><td></td><td>×××</td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td>[略]</td></tr></table>		科	目	金 額	[略]		[略]	法人税、住民税及び事業税		×××	国際最低課税額に対する法人税等		×××	[略]		[略]	別紙様式第1号 (第81条第1項関係) (日本産業規格A4) 中 間 業 務 報 告 書 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 株式会社 商工組合中央金庫 年 月 日 殿 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役 氏 名 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の とおり報告します。 目 次 [第1～第7 同左] (記載上の注意) [1～7 同左] [第1・第2 同左] 第3 第 期 中 (年 月 日から 年 月 日まで) 中間損益計算書 (単位：百万円) <table><tr><td>科</td><td>目</td><td>金 額</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td><td>[同左]</td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td></td><td>×××</td></tr><tr><td>[同左]</td><td></td><td>[同左]</td></tr></table>	科	目	金 額	[同左]		[同左]	法人税、住民税及び事業税		×××	[同左]		[同左]
科	目	金 額																											
[略]		[略]																											
法人税、住民税及び事業税		×××																											
国際最低課税額に対する法人税等		×××																											
[略]		[略]																											
科	目	金 額																											
[同左]		[同左]																											
法人税、住民税及び事業税		×××																											
[同左]		[同左]																											

(記載上の注意)
[1 ～ 6 略]

[第 4 ～ 第 7 略]

別紙様式第 2 号 (第 81 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ～ 第 7 略]
(記載上の注意)
[1 ～ 7 略]

[第 1 ・ 第 2 略]

第 3 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金 額
[略]		
法人税、住民税及び事業税 ×××		

(記載上の注意)
[1 ～ 6 同左]

[第 4 ～ 第 7 同左]

別紙様式第 2 号 (第 81 条第 2 項関係)

(日本産業規格 A 4)

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から 年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次

[第 1 ～ 第 7 同左]
(記載上の注意)
[1 ～ 7 同左]

[第 1 ・ 第 2 同左]

第 3 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科	目	金 額
[同左]		
法人税、住民税及び事業税 ×××		

国際最低課税額に対する法人税等		×××
[略]		[略]
(記載上の注意)		
[1～12 略]		
[第4～第7 略]		
別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)		
第1 第 期 中 間 決 算 公 告	年 月 日	住 所 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名
(記載上の注意)		
[略]		
中間貸借対照表 (年 月 日現在)		
[略]		
中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)		
(単位：百万円)		
科	目	金 額
[略]		
法人税、住民税及び事業税		
国際最低課税額に対する法人税等		
[略]		
(記載上の注意)		
[1～6 略]		
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)		
年 月 日		
住 所 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫		

[同左]	[同左]	
(記載上の注意)		
[1～12 同左]		
[第4～第7 同左]		
別紙様式第5号 (第82条第1項及び第6項関係)		
第1 第 期 中 間 決 算 公 告	年 月 日	
住 所 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名		
(記載上の注意)		
[同左]		
中間貸借対照表 (年 月 日現在)		
[同左]		
中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)		
(単位：百万円)		
科	目	金 額
[同左]		
法人税、住民税及び事業税		
[同左]		
(記載上の注意)		
[1～6 同左]		
第2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)		
年 月 日		
住 所 株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫		

		代表取締役又は代表執行役 氏 名	
(記載上の注意)			
[略]			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
[略]			
中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)			
(単位：百万円又は億円)			
科 目	金 額		
[略]			
法人税、住民税及び事業税			
国際最低課税額に対する法人税等			
[略]			
(記載上の注意)			
[1 ～ 3 略]			
別紙様式第6号 (第82条第1項及び第6項関係)			
第 1 第 期 決 算 公 告			
年 月 日	住 所		
	株式会社 商 工 組 合 中 央 金 庫		
	代表取締役又は代表執行役 氏 名		
(記載上の注意)			
[略]			
貸借対照表 (年 月 日現在)			
[略]			
損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		

		代表取締役又は代表執行役 氏 名	
(記載上の注意)			
[同左]			
中間貸借対照表 (年 月 日現在)			
[同左]			
中間損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)			
(単位：百万円又は億円)			
科 目	金 額		
[同左]			
法人税、住民税及び事業税			
[同左]			
(記載上の注意)			
[1 ～ 3 同左]			
別紙様式第6号 (第82条第1項及び第6項関係)			
第 1 第 期 決 算 公 告			
年 月 日	住 所		
	株式会社 商 工 組 合 中 央 金 庫		
	代表取締役又は代表執行役 氏 名		
(記載上の注意)			
[同左]			
貸借対照表 (年 月 日現在)			
[同左]			
損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで)			
(単位：百万円)			
科 目	金 額		

〔略〕 法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 〔略〕											
(記載上の注意) 〔1～12 略〕 第2 第 期 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) 〔略〕 貸借対照表 (年 月 日現在) 〔略〕 損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位：百万円又は億円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 〔略〕</td><td></td></tr></table> (記載上の注意) 〔1～3 略〕				科 目	金 額	〔略〕		法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 〔略〕			
科 目	金 額										
〔略〕											
法人税、住民税及び事業税 国際最低課税額に対する法人税等 〔略〕											
〔同左〕 法人税、住民税及び事業税 〔同左〕											
(記載上の注意) 〔1～12 同左〕 第2 第 期 決 算 公 告 (要旨) 年 月 日 住 所 株式会社 商工組合中央金庫 代表取締役又は代表執行役 氏 名 (記載上の注意) 〔同左〕 貸借対照表 (年 月 日現在) 〔同左〕 損益計算書 (年 月 日から 年 月 日まで) (単位：百万円又は億円) <table><tr><th>科 目</th><th>金 額</th></tr><tr><td>〔同左〕</td><td></td></tr><tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td></td></tr><tr><td>〔同左〕</td><td></td></tr></table> (記載上の注意) 〔1～3 同左〕				科 目	金 額	〔同左〕		法人税、住民税及び事業税		〔同左〕	
科 目	金 額										
〔同左〕											
法人税、住民税及び事業税											
〔同左〕											

備考 表中の「」の記号は任意である。

附 則

この命令は、令和七年三月三十一日から施行する。